

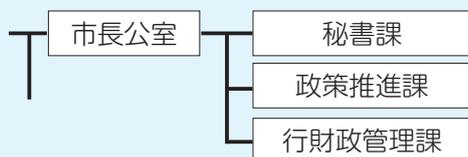
4月1日から市の組織が一部変わります

問合せ先 政策推進課

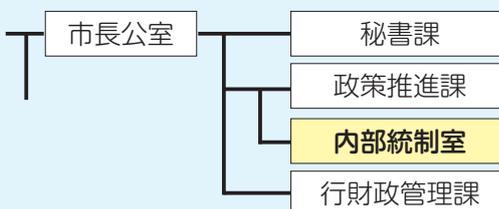
■内部統制室を設置

服務規律の遵守を徹底し、組織マネジメントとしてモニタリングの強化や想定されるリスクの把握に努めることにより業務の適正運用を確立するため、新たに内部統制室を設置します。

【現行】



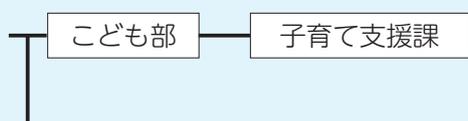
【改正後】



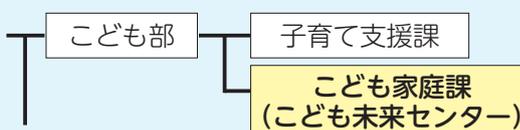
■こども家庭課を設置

妊娠、出産、育児など、それぞれの段階や状況に応じたきめ細やかな、切れ目のない支援と子育て世帯に対する包括的な支援のため、子育て支援課が所管する家庭児童相談業務と健康推進課が所管する母子保健事業などを統合し、こども家庭課（こども未来センター）を設置します。

【現行】



【改正後】



泉佐野市低所得世帯価格高騰重点支援給付金（追加）

物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図るため、【住民税非課税世帯】【住民税均等割のみ課税世帯】に対し、1世帯当たり合計10万円を追加給付しています。対象の人で、まだ確認書などの提出が済んでいない人は、必要事項を記入し、郵送で申請期限の3月31日(日) (必着) までに提出してください。(受付後2週間程度で給付します。対象者など詳しくは、広報2月号をご覧ください。)

さらに、【低所得者の子育て世帯への加算】については、上記の住民税非課税世帯と住民税均等割のみ課税世帯で、平成17年4月2日～令和6年3月31日生まれの児童がいる世帯に児童1人当たり別途5万円を給付します。対象となる世帯主宛に、上記追加給付金の給付後、支給通知書を順次送付しています。なお、上記追加給付金を受給した世帯のうち、基準日（令和5年12月1日）以降に本市を転出し、転出先で出生した新生児などにかかる給付金は、申請が必要ですので、市ホームページからダウンロードした申請書に必要事項を記入し、郵送で申請期限の3月31日(日) (必着) までに提出してください。

なお、令和6年3月18日～31日に生まれた新生児がいる場合のみ、申請期限を4月19日(金)まで延長します。

問合せ先

●住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯について

平日 午前9時～午後5時に泉佐野市価格高騰重点支援給付金コールセンター（☎463-2181）へ

●低所得者の子育て世帯への加算について

平日 午前9時～午後5時に地域共生推進課へ

※支給通知書などが送付されていない世帯であっても、一部支給対象となる場合があります。その場合は、地域共生推進課まで問い合わせてください。内容については変更する場合がありますので、詳しくは市ホームページをご確認ください。



価格高騰重点支援給付金の給付を装った特殊詐欺などに注意してください！

- 価格高騰重点支援給付金に関して、ATMの操作などをお願いすることはありません。
 - 価格高騰重点支援給付金の給付のため、手数料の振り込みを求めることはありません。
 - 価格高騰重点支援給付金に関して、メールを送信し、URLをクリックして申請手続きを求めることはありません。
- ※価格高騰重点支援給付金をかたった不審な電話などがあった場合は、警察署または警察相談専用電話（#9110）へ連絡してください。